

特別支援学校教諭免許状 免許法別表第7

【基礎資格・必要在職年数】

※ 教員としての在職年数には、養護教諭又は栄養教諭としての勤務期間は含まない。

※ 実習助手や寄宿舎指導員等の教員免許を必要としない職での勤務期間は含まない。

二種免許状 幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状を有すること

基礎資格取得後、幼、幼保連携型認定こども園、小、中、高、義務教育学校又は中等教育学校において最低在職年数 3年以上

一種免許状 特別支援学校教諭二種免許状を有すること

基礎資格取得後、特別支援学校の教員（取得しようとする免許状に定められることとなる教育領域を担任する教員に限る。）として最低在職年数 3年以上

専修免許状 特別支援学校教諭一種免許状を有すること

基礎資格取得後、特別支援学校の教員（取得しようとする免許状に定められることとなる教育領域を担任する教員に限る。）として最低在職年数 3年以上

【必要単位】

		基礎資格取得後に修得した単位により最低修得単位数を満たしていること			
第1欄	教育職員免許法等施行細則24条（県規則）	必要単位	中心・含む項目	修得単位	
第2欄 特別支援教育領域に関する科目	心理等に関する科目	知的	両方満たして 1 単位以上		
	教育課程等に関する科目				
	心理等に関する科目	肢体	両方満たして 1 単位以上		
	教育課程等に関する科目				
	心理等に関する科目	病弱	両方満たして 1 単位以上		
	教育課程等に関する科目				
	心理等に関する科目	視覚	1 単位以上		
	教育課程等に関する科目		1 単位以上		
	心理等に関する科目	聴覚	1 单位以上		
	教育課程等に関する科目		1 単位以上		
第3欄 免許状に定められることがある特別支援教育領域以外の領域に関する科目	心理等に関する科目	1 単位以上	(中心) 重複・発達領域 (含む) 知・肢・病・ 視・聴		
	教育課程等に関する科目				
最低修得単位数		二種免許状 6 単位以上 一種免許状 6 単位以上 専修免許状 15 単位以上			

第1欄は共通、第2欄は申請領域毎、第3欄は申請領域をのぞく全ての領域について履修する。

「心身に障害のある児童、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目」=「心理等に関する科目」

「心身に障害のある児童、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目」=「教育課程等に関する科目」